

大阪府立東大阪みらい工科高等学校

学校部活動に係る活動方針

令和8年9月1日

1. 学校部活動の目的

学校部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 休養日は週1日以上設定する。
- (2) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、練習試合や大会等で困難な場合にあっては、学校全体で部活動を行わない日（定期考査期間等）を含め、部ごとに年間で104日以上設定する。
- (3) 週末の休養日は原則として月当たり2日以上となるよう設定する。
- (4) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、週あたりの活動時間は12時間程度の範囲内とする。その中で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (5) 学校の休業日に練習試合や大会等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

4. 指導について

- (1) 学校部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たることとする。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 練習試合や大会等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。